

大阪市公告第13号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年2月21日

大阪市長 横山英幸

1 担当部局

〒550-0014 大阪市西区北堀江4丁目3番2号 中央図書館4階

大阪市教育委員会事務局中央図書館総務担当

電話 06-6539-3314

2 入札に付する事項

(1) 案件名称

令和7年度大阪市立図書館古新聞等売払(単価契約)

(2) 売払物品及び予定数量

売払物品		予定数量 年間
古新聞等		約 93,500kg
内訳	古新聞	約 11,000kg
	廃棄簿冊(溶解文書)	約 2,500kg
	シュレッダー	約 3,500kg
	ダンボール	約 1,500kg
	雑誌等古紙	約 75,000kg

※「廃棄簿冊」には、パイプファイル・バインダー等のファイル類、クリップ、紐等を含む。

※「雑誌等古紙」には、雑誌、廃棄図書、パンフレット等小冊子、その他の紙類を含む。

※なお、数量は予定数量であり、本市の都合により増減する。

(3) 引取期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 引取場所

大阪市立中央図書館外 22 館

3 入札参加資格

(1) 令和 4・5・6 年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、本市契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、令和 7 年 3 月 7 日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※令和 4・5・6 年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「令和 4・5・6 年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの）

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの、写しは不可）

(2) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること。

4 入札参加資格の審査等

入札説明書記載のとおり

5 入札説明書等の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記 1 に同じ）

(2) 交付期間

公告の日から令和 7 年 3 月 7 日（金）の午後 5 時まで無償にて交付する。

ただし、担当部局（上記 1 に同じ）での交付は本市の休日（大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）

6 契約条項を示す場所

上記 5-(1)に同じ

7 契約書の要否

要

8 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行日時

令和 7 年 3 月 18 日（火）午前 10 時

(2) 入札執行場所

〒550-0014 大阪市西区北堀江 4 丁目 3 番 2 号

大阪市立中央図書館 4 階第 1 会議室

9 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による入札等除外措置を受けている者

10 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）に記載する金額は、売払物品 1 kg あたりの単価（小数第 2 位未満の端数切捨て）とし、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること。
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載されている個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載されている個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
(注 1) 無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
(注 2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

落札者は契約金額（単価契約にあっては、契約単価に予定数量を乗じた額）の 100 分の 10 以上を指定期限（入札日の翌開庁日）までに納付すること。契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

13 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

14 その他

- (1) 本契約は売払物品 1 kg あたりの単価契約とする。
- (2) 上記 12-(2)の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第 32 条第 3 項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条第 1 項第 10 号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (6) 契約の締結は令和 7 年度予算が発効した時とする。

15 問合せ先

(売払物品に関する問合せ先)

大阪市教育委員会事務局中央図書館総務担当

電話 06-6539-3314

(入札・契約に関する問合せ先)

上記 1 に同じ

(教育委員会事務局中央図書館総務担当)